

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門長 山本 潤

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 宮古庁舎海水取水管清掃点検業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「B」、 「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
岩手県宮古市岐山 4 － 9 － 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所宮古庁舎
電話 0 1 9 3 － 6 3 － 8 1 2 1
F A X 0 1 9 3 － 6 4 － 0 1 3 4
 - ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「宮古庁舎海水取水管清掃点検業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「宮古庁舎海水取水管清掃点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 9 月 1 7 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表する

ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年9月29日 14時00分
岩手県宮古市崎山4-9-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所宮古庁舎 大会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所 令和7年9月29日 13時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

８．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

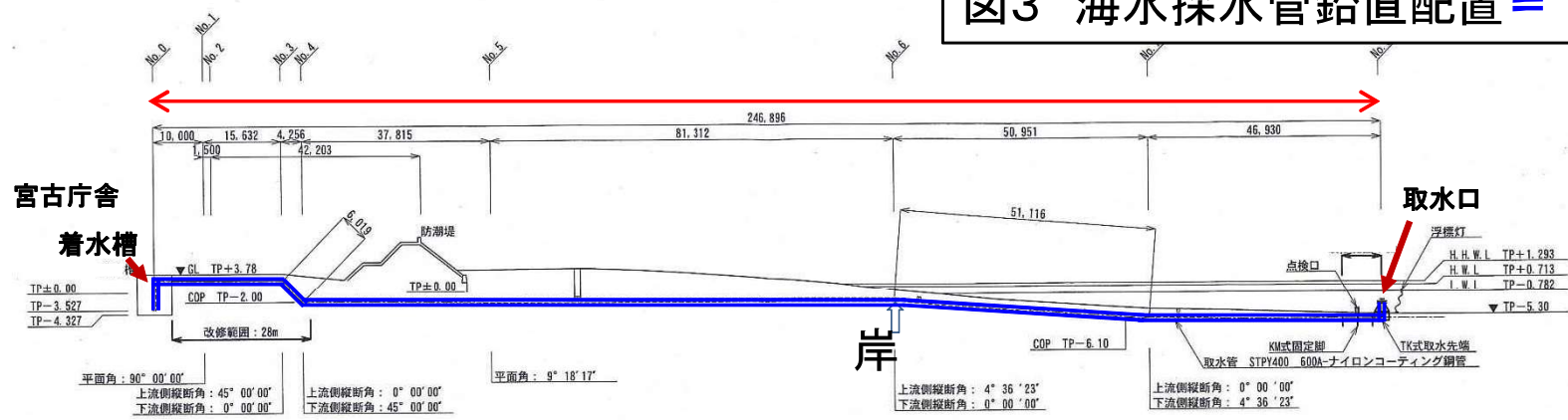
1. 件 名 宮古庁舎海水取水管清掃点検業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構宮古庁舎の海水取水設備の清掃点検を実施し、海水の安定供給機能を維持することを目的とする。
3. 業務場所 岩手県宮古市崎山4-9-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
宮古庁舎
4. 履行期限 令和8年3月31日
5. 業務内容
 - ①岩手県宮古市女遊戸海浜沖に設置（別図のとおり）されている海水取水管、点検口及び灯浮標について、以下のとおり清掃点検業務を行うこと。
 - (1)海水取水管内の清掃点検
 - 潜水作業により着水槽側の付着物除去及び清掃を行い、目視観察により腐食劣化及び不具合箇所がないか点検を行うこと。
 - 海水取水管の着水槽側から取水口に向けてピグなどによる圧送洗浄により取水管内部の堆積物を排出すること。なお、1回で堆積物が十分に排出されない場合は複数回圧送を実施し、可能な限り堆積物を排出すること。
 - (2)取水管先端及び点検口の清掃点検
 - 潜水作業により取水管先端及び点検口の付着物除去及び清掃を行い、目視観察により腐食劣化及び不具合箇所がないか点検を行うこと。
 - (3)灯浮標の目視点検
 - 取水管先端及び点検口付近に設置している灯浮標及び灯浮標係留設備について、潜水作業等により係留環や係留帯の劣化や損傷状況、灯ろうや太陽電池パネルの不具合の有無等の目視点検を行うこと。
 - 【諸情報】
 - 灯 浮 標：ゼニライトブイ社製灯浮標 10-AS
(灯ろう及び太陽光パネル付属)
 - 係留設備：1,000×1,000×700 mmコンクリートブロック
(別紙図面のとおり)
 - ②上記業務完了後に作業写真を取りまとめた写真帳や報告書等を提出すること。

6. 特記事項

- ①本業務に要する作業船や潜水土等は請負業者において用意すること。
- ②本業務の請負業者は、本業務の実施に当たり事前に海上保安庁等の関係機関に届出を行うこと。
- ③取水管内の清掃作業中にピグの詰まり事故等が発生した場合には、早急に取水確保を図る必要があるため、当庁舎担当職員と協議し解決すること。
- ④本業務の着手に当たり、事前に担当職員と協議のうえ実施時期を決定し、作業工程表等を提出すること。

7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

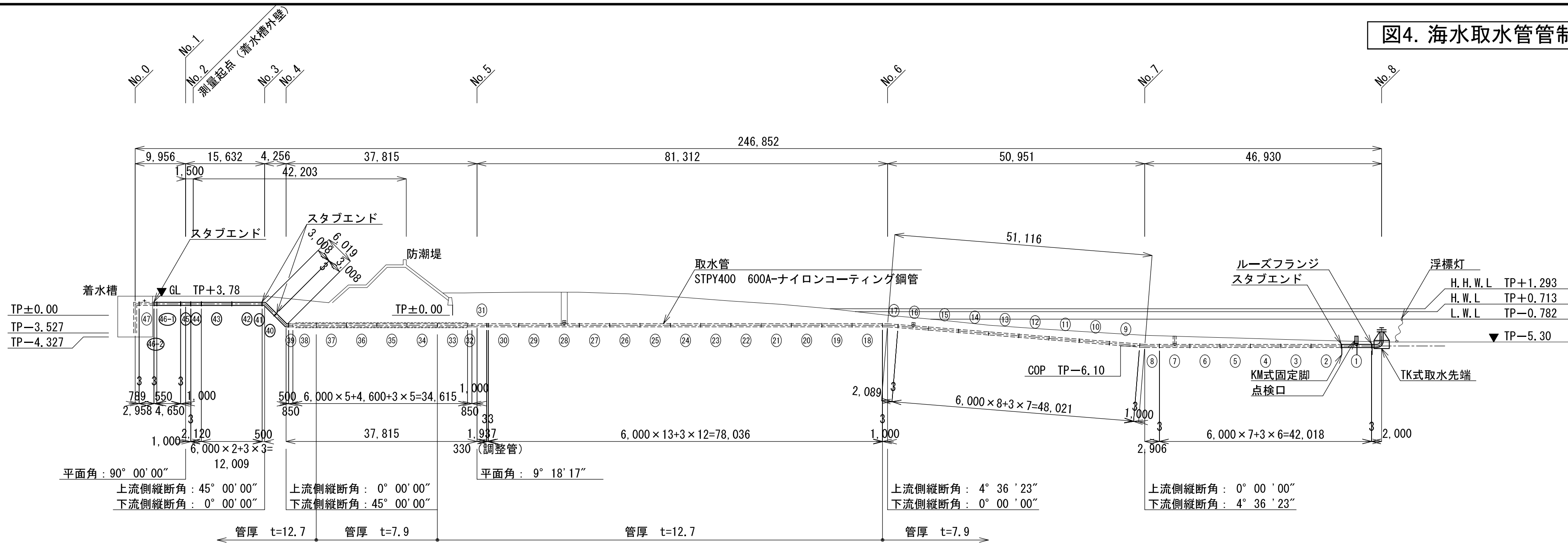
図3 海水採水管鉛直配置



測点	管長距離	累積距離	管中心高	地盤高
No. 0	0	0	+ 2.256	+ 3.78
No. 1	10,000	10,000	+ 2.256	+ 3.78
No. 2	1,500	11,500	+ 2.256	+ 3.78
No. 3	14,132	25,632	+ 2.256	+ 3.78
No. 4	4,256	29,888	2,000	+ 3.55
No. 4	23,815	53,703	2,000	+ 10.98 (防潮堤上)
No. 4	11,500	65,203	2,000	+ 4.42
No. 5	2,500	67,703	2,000	+ 4.46
No. 5	10,000	77,703	2,000	+ 4.56
No. 5	10,000	87,703	2,000	+ 4.56
No. 5	13,000	100,703	2,000	+ 4.24
No. 5	10,000	110,703	2,000	+ 3.60
No. 5	10,900	121,603	2,000	+ 2.84
No. 5	10,000	131,603	2,000	+ 2.19
No. 5	10,000	141,603	2,000	+ 1.29
No. 6	11,312	152,915	2,000	+ 0.00
No. 6	10,000	162,915	2,805	0.92
No. 6	10,000	172,915	3,609	1.93
No. 6	10,000	182,915	4,414	2.70
No. 6	10,000	192,915	5,219	3.34
No. 7	10,951	203,866	6,100	4.00
No. 7	10,000	213,866	6,100	4.23
No. 7	10,000	223,866	6,100	4.59
No. 7	10,000	233,866	6,100	4.87
No. 7	10,000	243,866	6,100	5.13
No. 7	4,430	248,296	6,100	5.30
No. 8	2,500	250,796	6,100	5.30

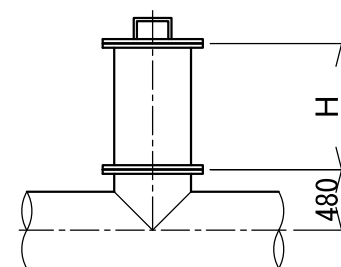
注 2011年3月以前のT.P.を採用する。

図4. 海水取水管管制図



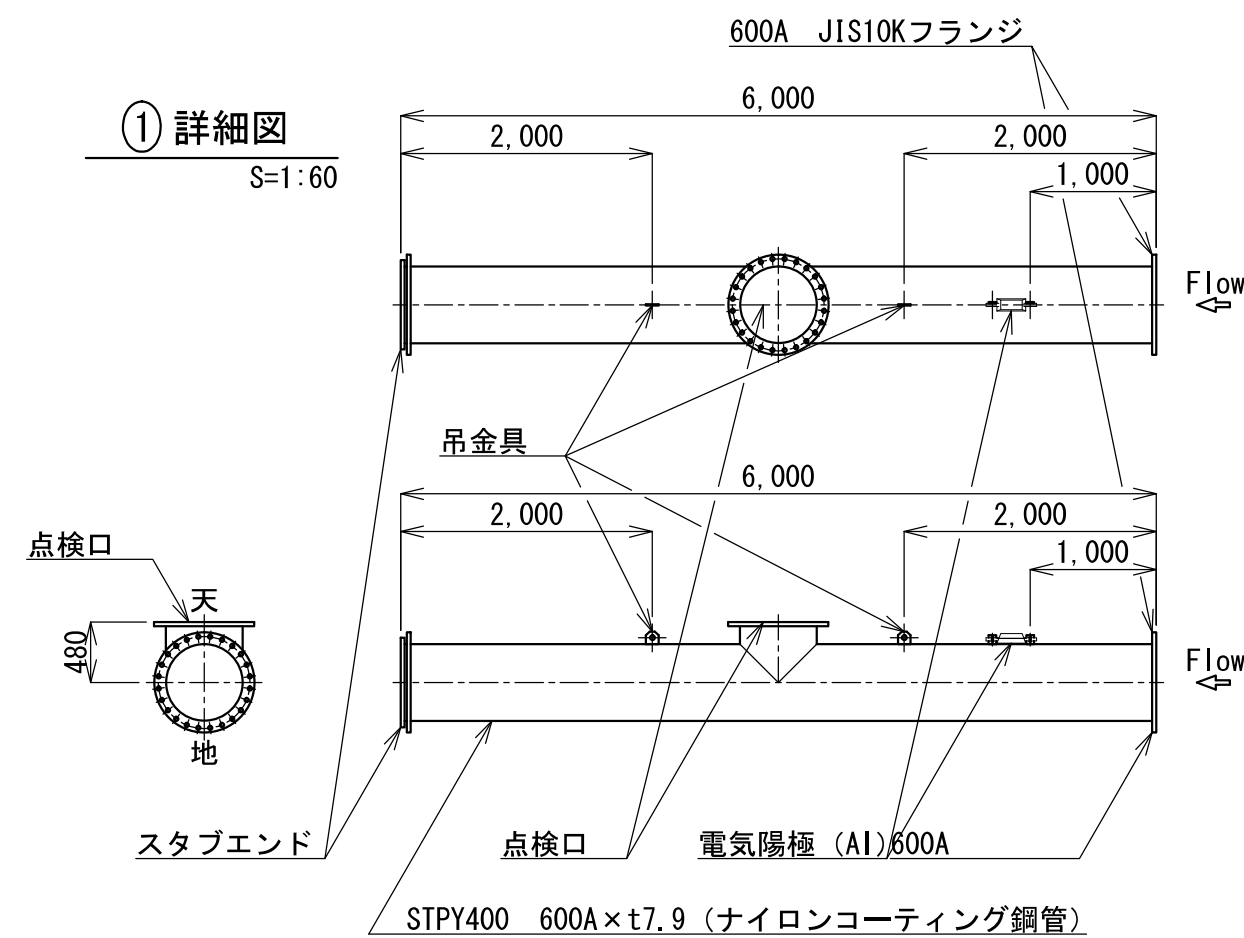
管番号	管種	口径 (mm)	管長 (mm)	管厚 (mm)	フランジ種類	備考
① ⑦ ⑬	点検口管付直管	φ 600	6,000	7.9		
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑨ ⑩ ⑪	直管	φ 600	6,000	7.9	JIS10Kフランジ	
⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	直管	φ 600	6,000	12.7	JIS10Kフランジ	
⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘	直管	φ 600	6,000	12.7	JIS10Kフランジ	
㉙	点検口管付直管	φ 600	6,000	12.7	下流側JIS10Kフランジ	
㉚	直管	φ 600	4,600	12.7	JIS10Kフランジ	
㉛	直管	φ 600	2,120	12.7	JIS10Kフランジ	
㉜	直管	φ 600	4,650	12.7	JIS10Kフランジ	改設 (5,247→4,650に変更) H24.07
㉝	伸縮管	φ 600	550		JIS10Kフランジ	H24.07着水槽との取り合いのため追加
㉞	曲管	φ 600	2,906 × 1,000	7.9	下流側JIS10Kフランジ	上流側：0° 0' 0" 下流側：4° 36' 23"
㉟	曲管	φ 600	2,089 × 1,000	7.9	下流側JIS10Kフランジ	上流側：4° 36' 23" 下流側：0° 0' 0"
㊱	曲管	φ 600	1,937 × 1,000	12.7	JIS10Kフランジ	平面角：9° 18' 17"
㊲	曲管	φ 600	500 × 1,000	12.7	下流側JIS10Kフランジ	下流側JIS10Kフランジ
㊳	曲管	φ 600	3,008 × 1,000	12.7	下流側JIS10Kフランジ	上流側：0° 0' 0" 下流側：45° 0' 0"
㊴	曲管	φ 600	1,000 × 1,000	12.7	下流側JIS10Kフランジ	上流側：45° 0' 0" 下流側：0° 0' 0"
㊵ ㊶	伸縮管	φ 600	850	12.7	下流側JIS10Kフランジ	平面角：90° 0' 0"
㊷	パドル管	φ 600	2,958	7.9	上流側JIS5Kフランジ	上流側JIS5Kフランジ
調整管	調整管	φ 600	330	12.7	JIS10Kフランジ	パドル管上にエア抜真空配管付 SGP50A 取水管㊵と㊶の間に据付

点検口高さ



管番号	H (mm)
①	1,450
⑦	1,450
⑬	450
㉙	450

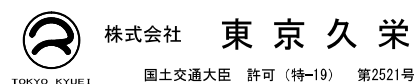
① 詳細図
S=1:60



注 2011年3月以前のT.P.を採用する。

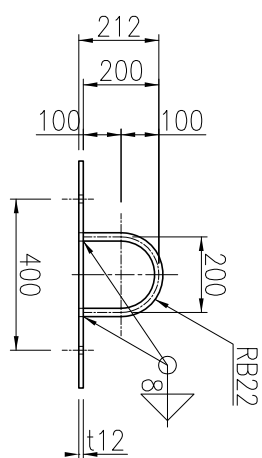
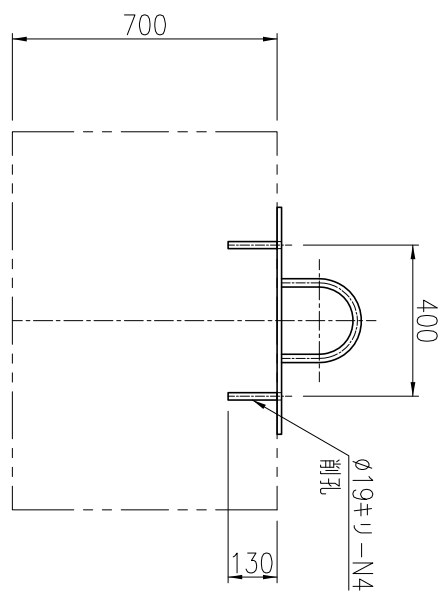
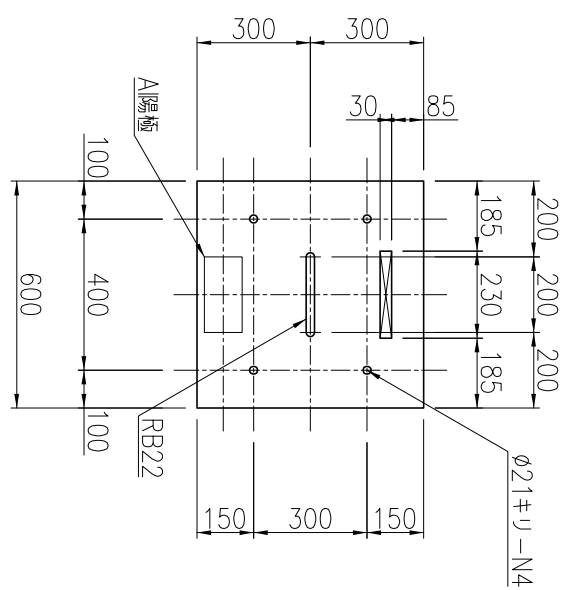
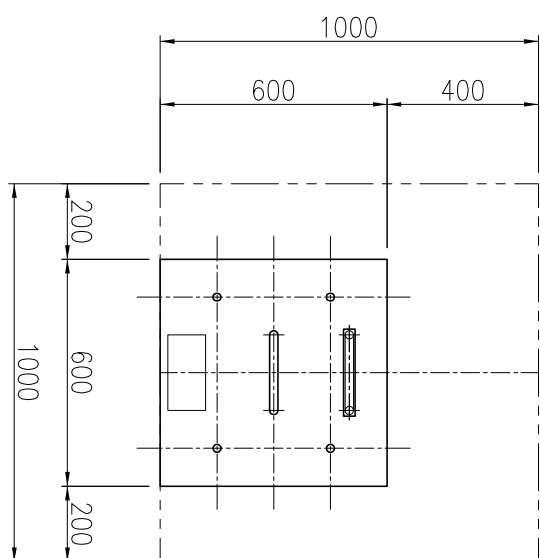
1. 上記レベルデータは平成23年3月11日以前の状態を示す

発注者	設計監理	3			
独立行政法人 水産総合研究センター		2			
		1			
番号	変更内容、変更理由	年月日	担当		



年月日	2012. 08. 14	業務名称	東北区水産研究所 宮古庁舎海水取水設備新設工事	取水工事
承認	審査	現場代理人	製図	
			図面名称	管割図
			縮尺	1/600、60
				M 04

図5. 係留設備(コンクリートブロック)



-ARケミカルセッター
AP-16 L130
-全ねじボルト 1B2N1W
M16x2 F5.8 L200